

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号
許認可等の種類	再開発等促進地区等における建築物の各部分の高さ制限の例外許可	根拠条項	法第68条の3第4項
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <p>・「建築基準法等の一部を改正する法律の一部施行について」（平成14年12月27日国住街110号）</p> <p>※建築審査会の同意が必要</p>		
	受付機関 土木事務所	処理機関 建築住宅課	交付機関 土木事務所